市住ニュース さっぽろ

■発 行 ／一般財団法人
札幌市住宅管理公社
■住 所 ／〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目9
オーク札幌ビル
■電 話 ／211-3381
■FAX ／221-4438
■URL ／https://s-j-k.or.jp/
［年6回隔月発行・無料配布］

第244号
令和２年１月号

INDEX

● 年頭あいさつ
● 令和２年４月からの家賃額について
必ず“通知書”をご確認ください
● 駐車場使用料の減免を希望される方へ
● 家賃減免申請書の受付
● 雪とくらし 上手につきあうために
● 生活音に気配りを…
● 緊急連絡先届の提出について
● 単身入居の皆さまに対するみまもりサービス
（居住支援サービスの斡旋等事業）のお知らせ

（一財）札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです！ **https://s-j-k.or.jp/**

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理事長 **廣川　英人**

新年あけましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

また、旧年中は、当公社の事業を進めるにあたりまして、皆さまから多くのご支援、ご協力を賜りましたことを、心より感謝申し上げます。

本年も、よりよい住環境の提供に、職員一同全力で努めてまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆さまの益々のご健康とご多幸をお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

札幌市都市局長 **佐藤　博**

あけましておめでとうございます。新しい時代の幕開けとなった令和最初の新年を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

入居者の皆さま・自治会役員の皆さまには、昨年も市営住宅の良好な居住環境維持のためにご尽力いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

本年も住宅管理公社並びに指定管理者と共に、皆さまからのご意見やご要望を伺いながら、より快適にお住まいいただける環境づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が入居者の皆さまにとりまして、希望に満ちた実りのある年になりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和２年４月からの家賃額について必ず“通知書”をご確認ください

令和２年４月からの家賃額につきましては、令和元年６月からの収入申告をもとに計算し、２月上旬に『家賃決定通知書』を郵送いたします。

郵送されましたら、必ず内容をご確認ください。

また、郵送された通知書の表題が『収入超過者認定通知書兼家賃決定通知書』になっている方は、一定以上の収入があるため、現在お住まいの住宅を明け渡すよう努めていただきます。

該当する方につきましては、民間住宅などへの転居をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、収入超過者認定に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先　札幌市 住宅課 管理係 ☎211-2806

駐車場使用料の減免を希望される方へ

次の（1）から（3）の要件を全て満たしている方は、駐車場使用料が減免となる場合がありますので、下記にご相談ください。

（１）　車いす住宅に付随する専用駐車場を利用する方、又は身体の移動のために自動車の使用が不可欠と認められる方（通勤、通学等）

（２）　身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢又は体幹の障がいにより 1級から4級に該当する方

（３）　家賃の減額を受けている方で減免率６０％の方、又は家賃の免除を受けている方

※　なお、借り上げ住宅は駐車場減免の対象ではありません。

お問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　業務課 家賃係 ☎211-2355

家賃減免申請書の受付

■　令和２年度分（令和２年４月以降）家賃減免の受付

令和２年度分（令和２年４月以降）の家賃減免の受付が始まります。家賃の減免が令和２年３月で終わり、引き続き希望される方は、下記の期間で受付します。

〔受付期間〕　記

ア）年金のみで生活する世帯全員が６０歳以上の場合 …… 2月1日～4月末日まで受付

イ）上記ア）以外 …… ３月１日～４月末日まで受付

■　令和元年度分（令和２年１月～３月）家賃減免の受付

令和元年度分（令和２年１月～３月）の家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

お問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　業務課 家賃係 ☎211-2355

住宅管理公社（中央区北1西2オーク札幌ビル1階）の窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、１月２７日（月）から１月３１日（金）の間、通常の午後５時１５分を午後７時まで延長して受付しますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

※　午前8時45分から午後7時までにご来社ください。

雪とくらし

上手につきあうために

毎年この時期市内では、雪に関する事故が発生していますので、この季節を安全・安心に過ごしていくために、是非皆さんで心がけたいですね。

●　車…雪に埋もれていませんか？

市営住宅駐車場の幅は、お互いに譲り合ってドアを開けるようにスペースを取っています。雪が積もったままだと、お隣との幅が狭くなり乗降しにくくなります。こまめに雪を降ろしましょう。

●　除雪にご協力を

団地内通路、駐車場内の通路側に積もった雪は通行の妨げにもなります。

皆さんが気持ちよく利用できるよう除雪にご協力をお願いします。

●　子供たちの遊び場に注意

除雪によってできた団地内の雪山は、子供たちにとっての格好の遊び場となりますが、車道に転げ落ちたり、車に傷をつけたりする等、思わぬ事故が起きたりする危険が潜んでいます。

子供たちを雪山で遊ばせないよう注意しましょう。

●　危険!道路でのそり遊び

とくに、道路わきの雪山で遊ぶと、交通事故につながり大変危険ですので、絶対に遊ばせないようにしましょう。

●　落雪に注意しましょう

軒下は、落雪・落氷の可能性があり大変危険です。落雪の恐れがある危険箇所については、立ち入り禁止看板等を設置していますので、絶対に近寄らないようにしましょう。

子供たちにも日頃から軒下が危険なことを教え、付近で遊んでいたら声をかけるようにしましょう。

水道の凍結にご注意

■　こんなときは要注意

- 一日中外気温が氷点下の「真冬日」が続いたとき。
- 旅行で留守にするなど長時間水道を使用しないとき。

止水栓からカラン（蛇口）までの間の凍結にご注意ください。使用不能になるばかりでなく、凍結によって給水管等を破損する恐れがあります。

万一凍結させてしまった場合、その処置費用は皆さんの負担になり、管が破損した場合の修繕費、破損などで階下に漏水被害が発生した場合も、原因者負担となりますので、充分ご注意ください。

■　凍らせないために

凍結防止には、室内の水道管から水を抜く「水抜き」が効果的です。

●　カラン（蛇口）

- 水抜きの操作手順

1　パイプシャフト室内の給水栓（もしくは止水栓と標記）を『閉める（CLOSE）』の方向へ回らなくなるまで回す。
2　水抜き栓を『開ける』の方向へ回す。そのときに「シュー」という音がするが、気にせず回らなくなるまで回す。水道メーターの針が止まらないようであれば、給水栓が完全に閉まっていないので、給水栓をもう一度確認する。
3　室内のカラン（蛇口）を全部開ける。このとき、蛇口につないだホース等を溜め水の中に入れてあると、溜め水を吸い込んで給水管内を汚してしまうので注意する。
4　最後に、パイプシャフト室内の水道メーターの針が回っていないかを確認する。

- 給水の操作手順（水抜き時と逆の操作）

1　室内のカランを閉める。
2　水抜き栓を閉める。
3　パイプシャフト室内の給水栓（もしくは止水栓と標記）を開ける。

●　トイレ

1　上記カランの手順１、2と同じ。
2　ロータンクのレバーをひねり、タンク内の水を落とし空にする。
3　便器内の溜まり水に、不凍液を注ぐ。

生活音に気配りを…

市営住宅はコンクリート造りのため音が伝わりやすく、意外なほど『生活音』が周囲に影響を与えていることがあります。

下記『生活音』に注意しましょう。

☆　階段・廊下は静かに歩きましょう。

☆　テレビやラジオなどの音量には特に注意しましょう。

☆　深夜・早朝のドアや窓、ふすまの開閉はできるだけ静かに行いましょう。

☆　小さなお子さんのいる家庭では、床にじゅうたんを敷くなどして音が響かないように注意しましょう。

音が伝わりやすい住宅であることを理解し、ちょっとした『生活音』でも周りへの気配りを忘れずに、ご近所どうしお互いに配慮する生活を皆さまで心がけるようにしましょう。

緊急連絡先届の提出について

（対象：一人世帯／今年度は清田・南区内の団地、厚別区のうち もみじ台団地にお住まいの方が対象です）

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、すでに提出期限は過ぎておりますが、まだ提出されていない方は、郵送または集会所に提出をお願いいたします。

単身入居の皆さまに対するみまもりサービス（居住支援サービスの斡旋等事業）のお知らせ

市営住宅に一人でお住まいの方の安否を心配するお問い合わせが増えてきています。そこで、ご自身の安否を登録したご家族等へメールでお伝えするみまもりサービスと、万が一、ご加入されている方がお亡くなり（※）になった場合に、お部屋の家財を処分する費用や原状回復費用の補償（補償限度額１００万円）を行う有償サービスの斡旋をしています。

集会所にパンフレットを用意しておりますので、ぜひこの機会にご家族・ご親戚の方ともご検討いただくことをおすすめいたします。詳しくは下記へお問い合わせください。

※　スタンダードコース：自宅内での死亡時に補償します。
　　ワイドコース：自宅内に加え自宅外での死亡についても費用補償します。
　　（市営住宅に入居継続中の場合のみ。）

お問い合わせ先　**（一財）札幌市住宅管理公社　管理課 管理係 ☎211-3385**